平成２４年（フ）第７８号
群馬県太田市龍舞町1992番地１
債務者　武藤　　泰
１　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川田　　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第７９号
群馬県太田市龍舞町1992番地１
債務者　武藤　和子
１　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川田　　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８３号
群馬県邑楽郡邑楽町鶉792―１　ガーベラマンション301、住民票上の住所群馬県館林市高根町甲401番地
債務者　柳原　京子
１　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三角　俊文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５５号
香川県仲多度郡まんのう町吉野1934番地
債務者　吉本建設こと　吉本　真二
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松浦　明治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４５号
山形県西置賜郡白鷹町大字箕和田1136番地の189
債務者　樋口ミチヨ
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　羽生田　智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１５号
徳島県阿南市桑野町紺屋59―18、住民票上の住所愛媛県松山市石手４丁目11番13号
債務者　田中美由紀
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第４６号
福島市伏拝字台田７番地の１　パレス伏拝307、従前の住所宮城県名取市小山２丁目６番34号、従前々の住所千葉県浦安市猫実１丁目15番14―208号　高津マンション、従前々々の住所福島市南向台１丁目２番地の11
債務者　布田　正樹
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深谷　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
佐賀県伊万里市山代町久原3156番地４
債務者　久保田知恵子
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　甘利太希裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４２号
岩手県花巻市幸田第16地割280番地
債務者　及川　正子
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４５号
岩手県北上市村崎野10地割124番地８、前住所岩手県北上市上江釣子17地割36番地４　市営江釣子駅前住宅206号
債務者　金澤　幸子
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４８号
岩手県花巻市一日市１番13号　一日市荘３号、前住所岩手県花巻市一日市１番10号
債務者　鎌田ひとみ
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４９号
岩手県北上市飯豊６地割10番地３
債務者　齊藤　悌人
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５８号
静岡県富士宮市西山765番地
債務者　望月　寿子
１　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６２号
山形県天童市中里３丁目７番38―３号　コーポ中里Ａ棟103号
債務者　瀬戸　　裕
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７９号
静岡県富士市水戸島330番地の42　レオパレスジュリアン201号、前住所兵庫県加東市山国2013番地26　タウンハイツうれし野Ｗ―410号、前々住所北海道小樽市奥沢２丁目９番21号
債務者　塚野　愛乃
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５１号
三重県伊勢市勢田町590番地　勢田パークマンションＢ106号室、住民票上の住所三重県度会郡度会町大久保147番地１
債務者　坂本　直紀
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係